


水質検査成績書

第 24-15736 号

依頼者 天塩郡天塩町新栄通8丁目1466番地113

天塩町長 吉田 忠 様

2025年 03月 12日 御依頼の試料について検査した結果は次の通りです。

種別	浄水	区分	簡易水道					
採水年月日	2025年03月12日	時間	9時16分	天候	前日	曇	当日	晴
施設名	天塩町簡易水道(市街地区)							
水源名称	地下水							
採水地点	天塩町川口 天塩町クリーンセンター							
採水者	阿部 憲 慎		所属	一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター				
気温	4.9 °C		水温	3.9 °C		残留塩素	0.5 mg/L	
No.	項目名	結果値	水質基準	検査方法	定量下限値			
01	一般細菌	0 1ml中	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	標準寒天培地法	-			
02	大腸菌	不検出	検出されないこと。	特定酵素基質培地法	-			
03	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	<0.03 mg/L	10mg/L以下であること。	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	0.03			
04	鉄及びその化合物	<0.01 mg/L	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。	ICP法	0.01			
05	塩化物イオン	30.5 mg/L	200mg/L以下であること。	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)	0.2			
06	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	<0.3 mg/L	3mg/L以下であること。	全有機炭素計測定法	0.3			
07	pH値	7.2	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法	-			
08	味	異常なし	異常でないこと。	官能法	-			
09	臭気	異常なし	異常でないこと。	官能法	-			
10	色度	<1 度	5度以下であること。	透過光測定法	1			
11	濁度	<0.1 度	2度以下であること。	積分球式光電光度法	0.1			
		以下余白						
検査方法		平成15年厚生労働省告示第261号(最終改正 令和4年3月31日厚生労働省告示第134号)						
判定		上記の検査項目については水質基準に適合する。						
検査期日		2025年 03月 12日 ~ 2025年 03月 18日						
検査責任者		試験検査部部长 横山 貴浩						
2025年 03月 18日		水道法第20条登録水質検査機関 登録番号 第29号 建築物飲料水水質検査登録機関 登録番号 北海道第56水第8号 札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号 一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター						

1、成績書の内容を転記する場合は当センターの承認を得てください。

2、本結果は依頼された検体についての検査結果であり、該当検体のすべてを保証するものではありません。



水質検査成績書

第 24-15738 号

依頼者 天塩郡天塩町新栄通8丁目1466番地113

天塩町長 吉田 忠 様

2025年 03月 12日 御依頼の試料について検査した結果は次の通りです。

種別	浄水	区分	簡易水道						
採水年月日	2025年03月12日	時間	11時30分	天候	前日	曇	当日	晴	
施設名	天塩町簡易水道 (泉源産土地区)								
水源名称	地下水								
採水地点									
採水者	阿部 憲 慎		所属	一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター					
気温	7.6 °C		水温	4.5 °C		残留塩素	0.4 mg/L		
No.	項目名	結果	値	水質基準	検査方法	定量	下限値		
01	一般細菌	0	1ml中	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	標準寒天培地法	-			
02	大腸菌	不検出		検出されないこと。	特定酵素基質培地法	-			
03	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	<0.03	mg/L	10mg/L以下であること。	イオンクロマトグラフ法 (陰イオン)	0.03			
04	鉄及びその化合物	<0.01	mg/L	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。	ICP法	0.01			
05	塩化物イオン	18.3	mg/L	200mg/L以下であること。	イオンクロマトグラフ法 (陰イオン)	0.2			
06	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	<0.3	mg/L	3mg/L以下であること。	全有機炭素計測定法	0.3			
07	pH値	7.2		5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法	-			
08	味	異常なし		異常でないこと。	官能法	-			
09	臭気	異常なし		異常でないこと。	官能法	-			
10	色度	<1	度	5度以下であること。	透過光測定法	1			
11	濁度	<0.1	度	2度以下であること。	積分球式光電光度法	0.1			
		以下余白							
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号 (最終改正 令和4年3月31日厚生労働省告示第134号)								
判定	上記の検査項目については水質基準に適合する。								
検査期日	2025年 03月 12日 ~ 2025年 03月 18日								
検査責任者	試験検査部部长 横山 貴 浩								
2025年 03月 18日		水道法第20条登録水質検査機関 登録番号 第29号		建築物飲料水水質検査登録機関 登録番号 北海道第56水第8号		札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号		一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター	
									

1. 成績書の内容を転記する場合は当センターの承認を得てください。

2. 本結果は依頼された検体についての検査結果であり、該当検体のすべてを保障するものではありません。